



市制施行50周年記念ロゴマーク

発行/東久留米市 編集/企画経営室秘書広報課 〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 ☎042-470-7777(代) ホームページ <https://www.city.higashikurume.lg.jp/>

—新型コロナウイルス感染症対策関連情報—

生活を支援する給付制度などをお知らせします

新型コロナウイルス感染症の拡大による生活への影響を受けて、その対策として以下のような生活支援制度などが設けられていますのでお知らせします。

※詳しい内容につきましては、感染拡大防止の観点から、電話で各制度のお問い合わせ先までご確認ください。

(5月8日現在)

国民の生活を支援するための給付
特別定額給付金 (1人当たり10万円)

市ホームページの▶
関連ページQRコード

国は、緊急経済対策の1つとして、国民1人当たり10万円の現金を一律に給付する「特別定額給付金事業」を実施します。これを受け、本市では5月末をめどに市民の皆さまに給付金の申請書類を送付できるよう準備を進めています。

また、マイナポータルによるオンライン申請の受付開始日やQ&Aなど、詳細については市ホームページでお知らせします。

【対象者】 基準日(2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている者

【受給者】 その者の属する世帯の世帯主

【支給額】 対象者1人につき10万円

【DV等を理由に避難している方等へ】 対象となる方の要件や手続き方法については、総務省ホームページまたは市ホームページをご確認の上、所定の手続きを行い、5月20日(水)までに申出書等の提出をお願いします。なお、DV等に関するご相談は、生活文化課男女共同参画係 ☎470・7738へ

【詐欺に関する注意】 「個人情報」「通帳・キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください。ATMの操作をお願いすることや、「特別定額給付金」の支給のために、手数料の振込みを求めることは絶対にありません。不審な電話や郵便物などが届いたら、最寄りの警察署(または警察相談専用電話#9110)にご相談ください

【お問い合わせ】 総務課特別定額給付金担当 ☎470・1078
(市コロナ対策コールセンターの電話番号と共通)

国民年金保険料の納付が困難な方の納付免除
国民年金保険料の免除・納付猶予(臨時特例)

市ホームページの▶
関連ページQRコード

日本年金機構では、感染症の影響で収入が減少した方について、簡易な手続きによって国民年金保険料の納付を免除(一部または全部)または猶予する臨時特例措置を5月1日から実施しています。

※審査の結果、免除等が承認されない場合もあります。

【対象期間】 2年2月分～6月分の国民年金保険料 ※7月分以降は改めて申請が必要です

【対象者】 次の①・②いずれも該当する方

① 2年2月以降に、感染症の影響で業務が失われたなどにより収入が減少した方

② 2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が、国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方

【申請方法】 次の①～③の書類を武蔵野年金事務所(〒180-8621、武蔵野市吉祥寺北町4-12-18)または市保険年金課に郵送で提出してください。

① 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

② 簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用)

③ 本人確認書類の写し(マイナンバーカード、免許証等)

※用紙は市ホームページからダウンロードできません(武蔵野年金事務所と市保険年金課にもご用意しています。)

※学生の方は「学生納付特例制度」という猶予制度が申請可能です。個別にご相談ください。

【お問い合わせ】 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570・003・004
または武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411

子育て世帯の生活を支援するための給付
臨時特別給付金

市ホームページの▶
関連ページQRコード

現在、児童手当(特例給付は除く)を受給している世帯(0歳児～中学生のいる世帯)に対して、臨時特別給付金が支給されます。

対象者には、6月に給付案内の文書をお送りします。

【対象者】 2年4月分(3月分を含む)の児童手当(特例給付は除く)の受給者

【支給額】 対象児童1人につき1万円

【お問い合わせ】 児童青少年課助成支援係 ☎470・7736

収入が減少した世帯の家賃負担軽減のための給付
住居確保給付金(対象拡大)

市ホームページの▶
関連ページQRコード

離職・廃業といった事情に加え、4月20日以降に感染症の影響により収入が減少した世帯についても、支給要件を満たせば家賃相当額(上限あり)を原則3カ月間支給できるよう対象者が拡大されました。給与収入・自営業による収入のいずれも対象となり、不動産会社・貸主などに市から直接家賃相当額を支払います。

【お問い合わせ】 福祉総務課 ☎470・7749

2面には、感染症対策関連情報として、国民健康保険と後期高齢者医療保険の傷病手当金に関する記事がありますのでご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

感染症に関する一般的な内容について

- 厚生労働省電話相談窓口 ☎0120・565653 (午前9時～午後9時。土曜・日曜日、祝日も対応)
- 都コールセンター ☎0570・550571 (午前9時～午後10時。土曜・日曜日、祝日も対応)

症状の出た方・感染した疑いのある方

医療機関へかかる前に「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

【帰国者・接触者相談センター】

- 東京都多摩小平保健所 ☎450・3111 (午前9時～午後5時。土曜・日曜日、祝日を除く)
- 都電話相談センター ☎03・5320・4592 (平日午後5時～翌午前9時。土曜・日曜日、祝日は終日対応)

東京都の多言語およびファクス相談窓口

- 多言語(日本語、英語、中国語、韓国語)相談窓口 ☎0570・550571 (ナビダイヤル) (午前9時～午後10時。土曜・日曜日、祝日も対応)
- 東京都外国人新型コロナ生活相談センター(14言語対応) ☎0120・296・004 (午前10時～午後5時。土曜・日曜日、祝日を除く)
- ファクス相談窓口(聴覚障害がある方などからの相談) ファクス番号03・5388・1396 (午前9時～午後9時。土曜・日曜日、祝日も対応)

市の事業などについて(特別定額給付金など)

- 市コロナ対策コールセンター ☎470・1078 (午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)。土曜・日曜日、祝日を除く)

特別定額給付金について(給付対象者1人につき10万円給付)

- コールセンター(総務省) ☎0120・260020 (午前9時～午後6時半。土曜・日曜日、祝日も対応)

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

感染拡大に備える改正特別措置法に定める要請・指示などの措置に対する都民の方や事業者の方の疑問・不安への対応と、都の要請などに応じて施設の使用停止に全面的に協力する中小の事業者者に支給される協力金についての相談

☎03・5388・0567 (午前9時～午後7時。土曜・日曜日、祝日も対応)

生活福祉資金貸付制度(緊急小口貸付・総合支援資金)特例貸付

- 相談窓口(厚生労働省個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター) ☎0120・46・1999 (午前9時～午後9時。土曜・日曜日、祝日も対応)
- 受付窓口(市社会福祉協議会総務担当) ☎420・9294 (午前8時半～午後5時。土曜・日曜日、祝日を除く)

事業者支援相談窓口

- 中小企業 金融・給付金相談窓口(経済産業省) ☎03・3501・1544 (午前9時～午後5時。土曜・日曜日、祝日も対応)
- 持続化給付金事業コールセンター(経済産業省) ☎0120・115・570(直通)、03・6831・0613(IP電話専用回線) (午前8時半～午後7時。5月・6月は土曜・日曜日、祝日も対応)

※上記の他の事業者支援窓口については、右のQRコードから市の事業者支援関連ページをご覧ください。

感染拡大防止のため、引き続き「不要不急の外出自粛」「3密の回避」「手洗い・咳エチケット(マスク着用)」にご協力をお願いします。

《今号の主な内容》

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止に引き続き皆さまのご協力をお願いします 2面
- ・中央図書館の大規模改修工事休館に伴う臨時窓口のご案内 4面

※6月30日(火)まで、原則として市公共施設を休館・貸し出しを休止し、イベントなども延期または中止としています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス関連情報については右のQRコードから
(学校・公共施設・イベント情報・各種支援・対応など)